

お子様の出生に伴う諸手続きについて(ご案内)



東松山市役所 市民課

お子様のお誕生おめでとうございます。

出生届を平日、市民課窓口に提出された場合には、この文書と一緒に資料をお渡しして市役所各課での手続きの説明と案内をしておりますが、時間外(夜間及び土・祝日)に提出された場合と、他市区町村に出生届された場合には、各種資料の配付と、諸手続きが終了しておりません。下記の内容を確認のうえ、お早めに来庁、または電話で担当課に照会いただきますようご案内します。

ただし当市に出生届を提出されても住所が市外の方は、以下の大部分の手続は住所地の市区町村役場となりますので、詳しくはそちらにお問い合わせください。

【市民課での手続】(当市に出生届をされた方全員が対象です)

①母子手帳への証明

母子手帳の1頁目に、市役所でお子様の出生の証明を記入する欄がありますので、母子手帳を市民課窓口までお持ちください。

②お誕生セットの配付 (東松山市民の方のみ)

今後受診される乳幼児健診や予防注射の問診票、子育てのパンフレットなどが一式入った「お誕生セット」をお渡ししますので、市民課窓口でお申出ください。

【保険年金課】(東松山市民で国民健康保険加入者の方のみ)

①保険証の交付

お子様の保険証を交付しますので、保険年金課窓口までお越しください。

②出産一時金の支給

被保険者の方が出産された時には出産一時金が支給されます。(直接支払制度を利用した場合を除く。)

印鑑、預金口座の番号がわかるもの、及び国民健康保険証をお持ちになり、保険年金課までお越しください。なお、産科医療補償制度の対象となる分娩の場合には、証明印の押された領収書が必要です。

③産前産後保険料免除申請

出産される方の産前産後期間相当分(单胎妊娠は4か月分、多胎妊娠は6か月分)を免除し、世帯の国民健康保険税を減額します。

母子手帳をご持参いただき、保険年金課窓口までお越しください。

【こども支援課での手続】(東松山市民の方)

①児童手当の申請

児童手当はお子様と暮らし、養い、守り育てる方が受けることのできる手当です。**児童手当を受給するには、出生日の翌日から数えて15日以内に手続きを行う必要があります。**手当は、原則として申請日の翌月から支給され、申請手続きが遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなります。申請がお済みでない方は、印鑑・振込先のわかる預金通帳・父母子の健康保険証・父母の個人番号カードまたは通知カード・来庁者の身分証明書(運転免許証・パスポートなど顔写真入りのもの)をお持ちになり、お手続きください。(必要書類が全て揃っていなくても手続きできますので、期日までの手続きをお願いします)

裏ページへ続きます→→

②こども医療費の申請

お子様（0歳～18歳）が病気などで医療機関にかかった場合は、医療費が助成されます。

登録申請には、印鑑・振込先のわかる預金通帳・お子様の健康保険証・父母及びお子様の個人番号カードまたは通知カード・来庁者の身分証明書（運転免許証・パスポートなど顔写真入りのもの）が必要ですが、健康保険証及び個人番号（通知）カードがなくても仮申請ができます。

なお、**出生日の翌日から数えて15日以内に申請された場合は出生日からの医療費が助成され、期日までに申請されなかった場合は原則として申請日からの医療費が助成の対象となりますので早めにお手続きください。**

※お子様の出生体重が2000g以下あるいは身体の発達が未熟なまま生まれたお子様については、指定医療機関において医師が必要と認めた場合、未熟児養育医療の医療費が給付されます。健康推進課の窓口でお申出ください。

各お問合せ先

市役所(代表)0493-23-2221

担当課	所在地	内線	直通
市民課	市役所1階	102・103	21-1402
健康推進課	市役所東側	507	24-3921
保険年金課	市役所1階	111・112	21-1403
こども支援課	総合会館2階	665・667・668	21-1461
子育て支援センターソーレ	松本町1-9-19	—	23-2231
子育て支援センターマーレ	高坂920-1	—	35-3521

